

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
日をとる
の翌日)

◇ 告 示 目 次

- 遊漁規則の認可
- 土地区画整理事業の事業計画の変更の認可
- 都市計画区域の指定(二件)
- 都市計画区域の名称等の変更
- 都市計画区域の変更
- 開発行為に関する工事の完了(二件)
- 都市計画法第六十六条による告示
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可
- 都市計画法施行法に基づく土地区画整理事業の事業計画の変更の認可

告 示

鳥取県告示第二百三十七号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第二百二十九条第一項の規定

に基づき、第五種共同漁業の免許を受けた者の定めた遊漁規則を次のとおり認可したので、同法同条第七項の規定により告示する。

昭和五十一年三月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一(一) 漁業権者の名称及び住所

船上山内水面漁業協同組合

鳥取県東伯郡赤碓町大字山川六八二番地

(二) 漁業権の免許番号

共同漁業権 内共第七号

(三) 遊漁規則の内容

(目的)

第一条 この規則は、船上山内水面漁業協同組合が免許を受けた第五種共同漁業権内共第七号に係る漁場の区域(以下「漁場区域」という。)において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となつてゐる水産動物(にじます、いわな及びやまめ)の採捕(以下「遊漁」という。)について制限事項を定めることを目的とする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第二条 漁場区域内においてさお釣若しくは手釣の漁具又は漁法によつて遊漁しようとする者は、あらかじめ第六条第一項に定める遊漁料を納付しなければならない。

(漁具及び漁法の制限)

第三条 さお釣及び手釣以外の漁具又は漁法による遊漁は、してはならない。

(遊漁期間)

第四条 次の表の上欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ同表下欄に掲げる期間内であればならない。

魚 種	期 間
に じ ま す	三月一日から九月三十日まで
い わ な ・ や ま め	四月一日から八月三十一日まで

(体長制限)

第五条 次の表の上欄に掲げる魚種については、それぞれ同表下欄に掲げる大きさのものは、これを採捕してはならない。

魚 種	全 長
に じ ま す	十五センチメートル以下
い わ な ・ や ま め	十五センチメートル以下

(遊漁料の額及び納付方法)

第六条 第二条に掲げる漁具又は漁法によつて遊漁する場合で、船上山内水面漁業協同組合事務所(東伯郡赤碕町大字山川六八二番地)又はその他の取扱所(赤碕町役場に掲示)において納付するときの遊漁料は、次の表のとおりとし、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料は、同表の遊漁料にそれぞれ五〇〇円を付加して得た額とする。

魚 種	漁具・漁法	期 間	遊 漁 料	
			県内者	県外者
に じ ま す	さお釣	一月一日から十二月三十一日まで	赤碕町以西地区に住所を有する者 一、二〇〇円	赤碕町以西地区に住所を有する者以外 一、八〇〇円
い わ な	手 釣	日 まで	赤碕町以西地区に住所を有する者以外 一、八〇〇円	二、五〇〇円
や ま め	手 釣	一 日 限 り	二、五〇〇円	五〇〇円

2 前項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる者の遊漁料は、同表下欄に掲げるとおりとする。

区 分	遊 漁 料
小学生以下及び七〇歳以上の者	無料
赤碕町に住所を有する者以外の者	一〇〇円
中学生及び身体障害者	第一項に規定する額の二分の一の額

(遊漁承認証に関する事項)

第七条 組合は、第二条の遊漁料の納付を受けたときは、別記様式(一)の遊漁承認証を交付するものとする。

2 遊漁者は、遊漁するときは、遊漁承認証を携帯しなければならない。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

4 遊漁者は、漁場監視員の要求があつたときは、遊漁承認証を提示しなければならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第八条 遊漁者は、遊漁に際し、遊漁道義の高揚を重んじ、相互に適当な距離を保ち他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第九条 漁場監視員は、この規則の励行に關して必要な指示を行うことがある。

2 漁場監視員は、別記様式(二)の漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章を付けるものとする。

(違反者に対する措置)

第十条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することがある。この場

合において、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、しないものとする。

別記様式(一) 遊漁承認証

昭和五十一年三月 日

表

遊漁承認証 №	
下記のとおり遊漁を承認します。	
記	
遊漁者	住所
	氏名
	年齢
承認期間	
魚種	
漁具・漁法	
遊漁区域	
遊漁料	
発行者 船上山内水面漁業協同組合 団	

裏

注意事項
1 遊漁するときは、本証を携帯しなければならない。
2 本証は、他人に貸与してはならない。
3 漁場監視員の要求があつたときは、本証を提示しなければならない。

別記様式(二) 漁場監視員証

表

漁場監視員証 №
下記の者は、当組合の漁場監視員であることを証明する。
記
住所
氏名
生年月日
有効期間
発行年月日
発行者 船上山内水面漁業協同組合 団

裏

注意事項

二(一)

漁業権者の名称及び住所
甲川漁業協同組合

鳥取県西伯郡中山町羽田井一八四四番地

(一) 漁業権の免許番号

共同漁業権 内共第八号

(二) 遊漁規則の内容

(目的)

第一条 この規則は、甲川漁業協同組合が免許を受けた第五種共同漁業権内共第八号に係る漁場の区域（以下「漁場区域」という。）において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となつてゐる水産動物（にじます、いわな及びやまめ）の採捕（以下「遊漁」という。）について制限事項を定めることを目的とする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第二条 漁場区域においてさお釣（引懸（ゾロ）を除く。以下同じ。）若しくは手釣の漁具又は漁法によつて遊漁しようとする者は、あらかじめ第六条第一項に定める遊漁料を納付しなければならない。

(漁具及び漁法の制限)

第三条 さお釣及び手釣以外の漁具又は漁法による遊漁は、してはならない。

(遊漁期間)

第四条 次の表の上欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ同表下欄に掲げる期間内で行なければならない。

魚種	期間
にじます	三月一日から九月三十日まで
いわな・やまめ	四月一日から八月三十一日まで

(体長制限)

第五条 次の表の上欄に掲げる魚種については、それぞれ同表下欄に掲げる大きさのものは、これを採捕してはならない。

魚種	全長
にじます	十五センチメートル以下
いわな・やまめ	十五センチメートル以下

(遊漁料の額及び納付方法)

第六条 第二条に掲げる漁具又は漁法によつて遊漁する場合で、甲川漁業協同組合事務所（中山町羽田井一八四四番地）又はその他の取扱所において納付するときの遊漁料は、次の表のとおりとし、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料は、同表の遊漁料にそれぞれ五〇〇円を付加して得た額とする。

魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料	
			県内者	県外者
にじます	さお釣	一月一日から十二月三十一日まで	中山町に住所を有する者 一、五〇〇円	中山町に住所を有する者以外の者 一、八〇〇円
いわな	手釣	日まで	中山町に住所を有する者 二、五〇〇円	中山町に住所を有する者以外の者 二、五〇〇円
やまめ	手釣	一日限り	中山町に住所を有する者 五〇〇円	中山町に住所を有する者以外の者 五〇〇円

2 前項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる者の遊漁料は、同表下欄に掲げるとおりとする。

区	分	遊	漁	料
小学生以下及び七十歳以上の者 中学生及び身体障害者		第一項に規定する額の二分の一の額 無料		

(遊漁承認証等に関する事項)

第七条 組合は、第二条の遊漁料の納付を受けたときは、別記様式(一)の遊漁承認証を交付するものとする。

2 遊漁者は、遊漁するときは、遊漁承認証を携帯しなければならない。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

4 遊漁者は、漁場監視員の要求があつたときは、遊漁承認証を提示しなければならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第八条 遊漁者は、遊漁に際し、遊漁道義の高揚を重じ、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

別記様式(一) 遊漁承認証

表

遊漁承認証 №	
下記のとおり遊漁を承認します。	
記	
遊漁者	住所 氏名 年齢
承認期間	
魚 種	
漁具・漁法	
遊漁区域	
遊 漁 料	
発 行 者	甲川漁業協同組合 印

裏

注 意 事 項

- 1 遊漁するときは、本証を携帯しなければならない。
- 2 本証は、他人に貸与してはならない。
- 3 漁場監視員の要求があつたときは、本証を提示しなければならない。

離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第九条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことがある。

2 漁場監視員は、別記様式(二)の漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章を付けるものとする。

(違反者に対する措置)

第十条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することがある。この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、しないものとする。

四 遊漁規則の施行の日

昭和五十一年三月三十日

別記様式(二) 漁場監視員証

表

漁場監視員証 №

下記の者は、当組合の漁場監視員であることを証明する。

記

住所
氏名
生年月日
有効期間
発行年月日

発行者 甲川漁業協同組合 印

裏

注意事項

鳥取県告示第二百三十八号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号) 第二百二十九条第三項の規定に基づき、遊漁規則の変更の認可をしたので、同法同条第七項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年三月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- (一) 漁業権者の名称及び住所
千代川漁業協同組合 八頭郡河原町大字河原一三三番地
- (二) 漁業権の免許番号
共同漁業権 内共第一号
- (三) 認可に係る変更の内容

1 第四条の表中

にじます
三月一日から九月三十日まで
に改めること。

2ア 第七条第一項の表を次のように改めること。

魚種	漁具・漁法	期間		遊漁料	
		一日限り	一年間	県内	県外
あゆ・こい・にじます・やまめ・いわな・うぐい・はえ	さお釣 たも網 ヤス類	一日限り	一年間	県内 一、五〇〇円	県外 四、五〇〇円
				県内 五〇〇円	県外 一、〇〇〇円

イ 同条第二項の表を次のように改めること。

区分	遊漁料
小学生以下の者及び七十歳以上の者	無料
中学生	四〇〇円
身体障害者	一、〇〇〇円

ウ 同条第三項の表を次のように改めること。

魚種	遊漁の内容		特別遊漁料	摘 要
	漁具・漁法			
あゆ・こい・にじ	鵜川	二〇、〇〇〇円	一人一統とし、従事者は、遊漁証を有する者六人以内	
ます・やまめ・い	投網	県内 二、五〇〇円		
わな・う	河舟	県外 五、五〇〇円		
ぐい・はえ		六、〇〇〇円		
	四ツ手	三、〇〇〇円		
		五、〇〇〇円	一隻につき	
			一八センチメートル平方以下	
			一八センチメートル平方以上	

四 変更後の遊漁規則の施行の期日

昭和五十一年三月三十日

(一) 漁業権者の名称及び住所

天神川漁業協同組合 倉吉市魚町二五二九番地

(二) 漁業権の免許番号

共同漁業権 内共第二号

(三) 認可に係る変更の内容

1 第二条に次の一項を加えること。

5 第一項及び第二項の規定にかかわらず、第七条第五項の表の上

欄に掲げる区域において遊漁しようとする者は、同条同項の表の

下欄に掲げる遊漁料を納付しなければならない。

2 第三条の表に次のように加えること。

川 舟	無動力船に限る。
-----	----------

3 第五条に次の一項を加えること。

2 次の表の上欄に掲げる漁法については、同表中欄に掲げる区域において同表下欄に掲げる期間中は、遊漁をしてはならない。

漁法	域	期間
投網	三徳川(その支流を含む。)(のうち三徳川と小鹿川との合流点から上流の区域)	一月一日から十二月三十一日まで
	小鹿川(その支流を含む。)(のうち小鹿川と三徳川との合流点から上流の区域)	
	加茂川(その支流を含む。)(のうち東伯郡三朝町大字鎌田地内の坂戸橋より上流の区域)	
	加谷川(その支流を含む。)(のうち加谷川と福本川との合流点から上流の区域)	
	福本川(その支流を含む。)(のうち福本川と加谷川との合流点から上流の区域)	
	小鴨川(その支流を含む。)(のうち東伯郡関金町大字堀地内の堀橋より上流の区域)	

4ア 第七条第一項の表を次のように改めること。

魚種	漁具・漁法	期間		遊漁料	
		期	間	遊	漁
あゆ・こい・にじま す・やまめ・いわな うぐい・はえ	さお釣 たも網	一年間	県内	一、五〇〇円	
		一日限り	県内	五〇〇円	
			県外	四、五〇〇円	
			県外	一、〇〇〇円	

イ 同条第三項の表を次のように改めること。

遊漁の内容	特別遊漁料	摘 要
あゆ・鶏川漁業	二〇、〇〇〇円	一人一統とし、遊漁証を有する者四人以内
あゆ・川舟漁業	一〇、〇〇〇円	一隻につき
あゆ・こい・うぐい・はえ	県内 四、〇〇〇円 県外 一〇、〇〇〇円	竿釣、たも網漁業に併用することができる
投網漁業	県外 一〇、〇〇〇円	

ウ 同条に次の一項を加えること。

5 前各項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる区域における遊漁料は、同表下欄に掲げるとおりとし、その遊漁料は、遊漁する場所において納付するものとする。

区 域	遊 漁 料
東伯郡三朝町大字穴鴨字上才の木一、二五番地先から同町錫台四九四の三番地先に至る区域	一日 二、〇〇〇円
東伯郡三朝町大字三徳字蜜坊一、〇五三番地先から同町馬口岩一、一二番地先に至る区域	

(四) 変更後の遊漁規則の施行の期日

昭和五十一年三月三十日

(三) 漁業権者の名称及び住所

日野川水系漁業協同組合 西伯郡岸本町大字岸本二六三番地一

(二) 漁業権の免許番号

共同漁業権 内共第三号

(三) 認可に係る変更の内容

1ア 第七条第一項の表を次のように改めること。

魚 種	漁具・漁法	期 間	遊 漁 料
あゆ・こい・にじます・やまめ・いわな・うぐい・はえ	さお釣及び手釣	一 年	県内 二、五〇〇円 県外 四、五〇〇円
	さお釣・手釣・手押・たも網及び投網	一 日限り	県内 五〇〇円 県外 一、〇〇〇円
		一 年	県内 四、〇〇〇円 県外 一〇、〇〇〇円

イ 同条第二項の表を次のように改めること。

区 分	漁具・漁法	遊 漁 料
小学生以下の者及び七〇歳以上の者	さお釣	無 料
中 学 生	手 釣	四〇〇円
身体障害者		一、〇〇〇円

ウ 同条第三項の表を次のように改めること。

魚 種	漁具・漁法	特別遊漁料	摘 要
あゆ・こい・にじます・やまめ・いわな・うぐい・はえ	流網・こい張網・地びき網	五〇、〇〇〇円 二〇、〇〇〇円 二〇、〇〇〇円	七月一日から八月三十一日まで禁止する。
	川 舟	二〇、〇〇〇円	
	い か だ	二〇、〇〇〇円	

(四) 変更後の遊漁規則の施行の期日

昭和五十一年三月三十日

鳥取県告示第二百三十九号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第十条第一項の規定に基づき、末恒団地第一土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同法同条第三項において準用する同法第九条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年三月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 施行者の名称
鳥取県住宅供給公社
- 二 事業施行期間

変更前	変更後
昭和四十七年十月二十七日から昭和五十一年三月三十一日まで	第一工区 昭和四十七年十月二十七日から昭和五十一年三月三十一日まで
	第二工区 昭和四十七年十月二十七日から昭和五十三年三月三十一日まで
	第三工区 昭和四十七年十月二十七日から昭和五十四年三月三十一日まで

三 施行地区

第一工区

鳥取市三津字鳥打場ノ二、字東沢一、字山崎及び字西傍示ノ巻並びに伏野字焼山の一、字河原ノ二及び字内河原の各一部

第二工区
鳥取市三津字西傍示ノ巻、字西傍示ノ式及び字鳥打場ノ二の各一部並びに伏野字内河原、字深沢、字清水谷及び字沖田ノ一の各一部

変更前	変更後
第二工区 鳥取市三津字西傍示ノ巻、字西傍示ノ式及び字鳥打場ノ二の各一部並びに伏野字内河原、字深沢、字清水谷及び字沖田ノ一の各一部	第二工区 鳥取市三津字鳥打場ノ二及び字西傍示ノ巻の各一部並びに伏野字内河原及び字深沢の各一部
	第三工区 鳥取市三津字西傍示ノ巻、字西傍示ノ式、字鳥打場ノ一及び字鳥打場ノ二の各一部並びに伏野字内河原、字深沢、字清水谷及び字沖田ノ一の各一部

四 土地区画整理事業の名称

末恒団地第一土地区画整理事業

五 事務所所在地

鳥取市東町一丁目二百七十一番地

六 施行認可の年月日

昭和四十七年十月二十三日

七 変更認可の年月日

昭和五十一年三月二十六日

鳥取県告示第二百四十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五条第一項の規定に基づき、都市計画区域を指定したので、同法同条第五項の規定により、次のとおり

告示する。

昭和五十一年三月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 都市計画区域の名称

若桜都市計画区域

二 都市計画区域に含まれる土地の区域

八頭郡若桜町大字若桜、大字高野及び大字浅井

鳥取県告示第二百四十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五条第一項の規定に基づき、

都市計画区域を指定したので、同法同条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年三月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 都市計画区域の名称

淀江都市計画区域

二 都市計画区域に含まれる土地の区域

西伯郡淀江町の全域

鳥取県告示第二百四十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五条第六項において準用する

同法同条第一項の規定に基づき、都市計画区域の名称及び都市計画区域を変更したので、同法同条第六項において準用する同法同条第五項の規定に

より、次のとおり告示する。

昭和五十一年三月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 変更に係る都市計画区域の名称

変更前 那家都市計画区域

変更後 八頭中央都市計画区域

二 都市計画区域の変更に係る土地の区域

追加する部分

八頭郡船岡町大字船岡、大字下濃、大字坂田、大字破岩並びに大字那家字鞍内、字大平、字向イ土居、字大平口、字下河原及び字小谷口八頭郡河原町大字布袋、大字袋河原、大字長瀬、大字河原、大字谷一木、大字渡一木、大字稻常、大字片山、大字今在家、大字山手、大字徳吉、大字高福、大字郷原、大字三谷、大字釜口、大字曳田、大字天神原、大字佐貫、大字八日市、大字和奈見、大字水根、大字小倉、大字山上、大字中井、大字本鹿、大字牛戸、大字湯谷、大字小畑、大字弓河内、大字小河内字熊取、字途田、字賣津、字地藏ノ元、字伴城、字石橋、字八重垣、字八重垣下谷、字蔭平、字ソフケ谷、字ソオケ谷、字桶口、字柳田、字小ブ谷、字井手ノ上、字上本白、字下本白、字渡リ上リ、字荒神谷、字下水谷、字上水谷、字奥水田、字大鳴、字岡、字兵田坂、字田中、字石田、字北會津、字南會津、字前田、字東土居、字正法、字蛭子田、字坂本屋敷、字坂本字野々岬、字風通し、字千賀塔、字桃木作、字ヒウ門屋敷、字宮ノ向、字小原、字増張口、字増張、字宮ノ奥、字請ル加、字拾石及び

字横尾並びに大字北村字ダケノ前、字地堂後、字産田、字粟柄免、字宮田、字河原垣、字道小田、字河原田、字岡繩手、字東、字前田、字鋳物師屋敷、字森木元、字家ノ下、字村内、字寺ノ脇、字宮ノ前、字下広瀬、字中広瀬、字上広瀬、字前河原、字折木、字井手ノ上、字中村、字山際、字田中、字曾我谷口、字上ノ山、字船谷及び字兵円山(八九一番一、八九一番一四、八九一番一五、八九一番一四、八九一番一五、八九一番六六及び八九一番一六七を除く。)

鳥取県告示第二百四十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五条第六項において準用する同法同条第一項の規定に基づき、都市計画区域を変更したので、同法同条第六項において準用する同法同条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年三月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 変更に係る都市計画区域の名称
三朝都市計画区域
- 二 都市計画区域の変更に係る土地の区域
追加する部分

東伯郡三朝町大字本泉字丸山、字美ノ田、字久田ヶ坪、字大能、字大明神、字向隈田、字櫻ヶ坪、字天神河原、字前河原、字隈田、字古川、字齊ノ木、字下河原、字漆ヶ坪、字石田、字丁田、字畑ヶ田、字宮ノ前、字宮馬場、字平谷、字谷口、字水ノ手、字菖蒲谷、字山

ノ神谷及び字下道谷並びに大字森字岩田、字岩田口、字六郎谷、字向中村、字上ノ谷、字中ノ谷、字下ノ谷、字上大鳥、字下大鳥、字中村、字稲荷谷、字五萬、字江湖谷、字馬場、字宮ノ上谷、字宮谷、字屋敷、字ハイゴ谷、字大京谷、字柿尾谷、字上天神谷、字下天神谷、字天神落、字水尻、字前河原及び字下河原

鳥取県告示第二百四十四号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十一年三月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 開発許可の年月日及び番号
昭和五十年十二月十一日 鳥取県指令受都計第六百三十一号
- 二 開発区域に含まれる地域の名称
鳥取市津ノ井字古屋敷
- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大阪府門真市小路町二七―十二 加藤公明
倉吉市下古川七五―一 中谷暢夫
鳥取市西品治九二―一 小谷 修

鳥取県告示第二百四十五号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十一年三月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十一年二月二十三日 鳥取県指令受都計第五十九号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市両三柳字堀川尻北、字平八道東、字平八道西及び字三右エ門道

西北

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市元町一二三

大山観光開発株式会社

代表取締役 安治熊治

鳥取県告示第二百四十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十二条第一項の規定による

都市計画事業の認可の告示があつたので、同法第六十六条の規定により、

次のとおり告示する。

昭和五十一年三月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画道路事業 三一四一六米子港両三柳線

二 施行者の名称

鳥取県

三 事務所の所在地

鳥取市東町一丁目二二〇番地

四 事業地の所在

収用の部分

米子市米原字大沢十一、字大沢十二、字吉左衛門道東六拾間、字市庵道東六拾間、字吉左衛門道東空地及び字吉左衛門道西空地、錦町三丁目、両三柳字空地市庵道添東並びに立町四丁目地内

鳥取県告示第二百四十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づ

き、昭和四十七年十一月鳥取県告示第八百九十九号米子境港都市計画公園事業の事業計画の変更を許可したので、同法同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年三月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 施行者の名称

米子市

二 都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画公園事業 第六・五・一号東山公園

三 事業施行期間

昭和四十七年十一月十日から昭和五十四年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

昭和四十七年十一月鳥取県告示第八百九十九号の事業地に米子市車尾字巻町田、字扇ヶ坪及び字バンコウ山地内を加える。

使用の部分
なし

鳥取県告示第二百四十八号

都市計画法施行法(昭和四十三年法律第百一十一号)第三十六条第一項の規定に基づき、同法第三十五条の規定による改正前の土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第五十五条第九項の規定の例により、東郷都市計画松崎駅前温泉第二土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

昭和五十一年三月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 土地区画整理事業の名称

東郷都市計画松崎駅前温泉 第二土地区画整理事業

二 事務所の所在地

東伯郡東郷町引地四〇番地一四七 東郷町役場

三 事業計画の認可の年月日

昭和四十二年四月二十七日

四 変更認可の年月日

昭和五十一年三月二十九日